

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年5月2日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年4月12日農林水産省告示第740号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
田中富雄	島田市相賀字奈木ノ沢1512	島田市役所